

事業計画書
(令和5年度)

社会福祉法人 聖静学園

— 目 次 —

理念	1
施設の運営	1
事業の展開	1
事業計画骨子	2
重点項目	3
1. 法人本部	
(1) はじめに	4
(2) 事業計画	
① 障害者支援施設「石山センター」の建替の実現	4
② 諸経費と事業収支バランスの見直し	5
③ 各規程等の見直し	5
④ 業務分掌及び業務分担の明確化と明文化	5
⑤ 虐待の根絶に向けた取り組み	6
⑥ 新型コロナウイルス感染症対策の継続と 国の2類相当から5類への見直しに対する適応	6
2. 障害者支援施設 「石山センター」	
(1) はじめに	7
(2) 事業	7
(3) 事業計画	
① 新型コロナウイルス感染防止の徹底とウィズコロナにシフトした 新しい生活スタイルの確立	8
② コロナ禍における新しい家族との交流の在り方の継続	8
③ サービスや支援の高齢化への更なるシフトと介護における 専門性の提供	9
④ 高齢化にともなう医療機関との連携の強化	9
⑤ 職員の専門性の向上	10
⑥ さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みの継続	10
⑦ 短期入所事業の受け入れ制限の継続	10
⑧ 建替の実現に向けた法人との連携	10

3 生活介護事業所 「いしやま」	
(1) はじめに	12
(2) 事業	12
(3) 事業計画	
① 感染症予防	13
② ウィズコロナ	13
③ 職員育成	13
④ 権利擁護と虐待防止	14
⑤ 個別支援計画	14
⑥ サービス評価	15
4. グループホーム 「るあーな」	
(1) はじめに	16
(2) 事業	16
(3) 事業計画	
① 感染症予防	16
② ウィズコロナ	17
③ 高齢化対策	17
④ 健康対策	17
⑤ 余暇支援	18
⑥ 権利擁護と虐待防止	18
⑦ 個別支援計画	19
⑧ サービス評価	19
5. 居宅介護事業所 「フルネス」	
(1) はじめに	20
(2) 事業	20
(3) 事業計画	
① 年度当初の休業の継続	20
② 事業継続を前提とした再開に向けた新しいサービス様式の準備	21
③ 休業中における代替サービスの提供への他部署との連携	21

令和5年度 社会福祉法人 聖静学園 事業計画

理念

社会福祉法人聖静学園は、初代理事長の故芝木マサの長きにわたる幼稚園における統合保育、障がい児療育の実践の延長線上にあります。開設当時、大人になった自閉症児の行く末を案じ、芝木マサが私財を投じ当施設が開設に至りました。芝木マサの「保育を受ける権利は統べての子供に対し平等である」という教育理念のもと、「統べての障がい児・者に平等に療育を」という設立の精神のもと、「一人ひとりの違いを受け入れ、認め合い、仲間と共に成長する」ことを目指してまいりました。

私たちはその理念を受け継ぎ、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持と発達を保障を基本として、利用者が仲間と共に地域で健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。そのためには、一人ひとりの障がいを個性として捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に、一人ひとりの障がいに応じ、人権に配慮して、以下の施設を運営し事業を展開します。

施設の運営

- ①障害者支援施設「石山センター」
施設入所支援・生活介護（定員 30 名／現員 30 名）
短期入所（定員 2 名）

事業の展開

- ①生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」（定員 38 名／現員 43 名）
- ②共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」（定員 7 名／現員 7 名）
- ③居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」（利用者 32 名）
移動支援・行動援護

事業計画骨子

令和5年度も市中の感染状況を睨みながら、国連の障害者権利委員会からの勧告や、第7期障がい福祉計画の指針、関係法令の改正など、本法人施設・事業所の取り巻く最近の動向等を的確にとらえ、これまでの事業の充実を図るとともに、次代を見据え、ニーズに応える事業運営に取り組んでいきます。

令和5年度の最重要計画として、老朽化又利用者の重度化・高齢化に対して、これからの生活の安心・安全を保障する為にも、また、多くの家族（保護者）の期待（願い）と協力に応える為にも、障害者支援施設「石山センター」の建替（移転新築）に着手し実現を目指します。また、新しい施設へのソフトランディングに向けて、新しい施設での生活に向けて、早期に新しい体制を構築し、その準備に努めます。

昨今の社会情勢を踏まえ、また、建替にともなう将来の法人経営や運営、事業展開を見据え、事業費の収支バランスを多方面から見直して行かなければならないと考えています。特に、物価高騰に対しては、諸経費の削減・節減への法人全体としての取り組みの実施。また、コロナ禍における減収に対しては、法人が主体となった事業収入の増益への取り組みの実施などを進めていきます。

現在、本法人及び各事業所で運用されている各種規程及び規定、規則などが、現在の法律また現状の環境等に適応しているか、また、本法人及び各事業所経営や運営状況に則しているかを精査し、見直しに着手して行きます。

近年、法人の組織の改編及び業務の多様化にともない、様々な課題が見えてきました。ここで改めて、業務をする上での責任の所在を明確し、職員一人一人に責任を持たせ、特定の部署・チーム・職員に負担が生じないことで、抜けや漏れのない業務体制を再構築し、また、組織運営を円滑にする効果を期待し、改めて、各部署において業務分掌及び業務分担を明確化にし明文化して行きます。

近年、求人難による人材確保とその育成、資質及び専門性の向上への取り組みが法人としての責務となっています。特に、障害のある方々の権利を尊重し続け、擁護し続けることを、労働観・職業観の基本としていくことが求められます。権利擁護・虐待防止に取ってとても重要な面であると考えます。虐待防止委員会が中心となり、法人や施設事業所がすべきこと、支援レベルですべきこと、職員個々人がすべきことへの具体的な取り組みを推進して行きます。

本法人の利用者の多くは重度者であり、基礎疾患があります。特に、障がい者支援施設「石山センター」及びグループホーム「るあーな」は生活の場であり、高齢化が進んでいます。このように、感染による重症化リスクが高い方が対象となっており、彼らの生命を守る為には、現在取り組んでいる新型コロナ

ウイルス感染症対策の基本的な部分は、引き続きを継続して行かなければならぬと考えています。同時に、世の中がウィズコロナ時代に向けてシフトしていることや国の2類相当から5類への見直しを踏まえ、あくまでも利用者の立場から、新しい生活様式やサービスに向け、長期的な視点で考え、そして各事業所において対応して行きます。同時に、国の2類相当から5類への見直しに対しては、特に、職員に対する今までの、勤務やコロナ特休、検査の法人負担等々に対する法人ガイドラインを見直して行きます。

以上、事業計画骨子を踏まえ、以下を令和5年度の取り組みの重点項目とします。

重点項目

- 1) 障害者支援施設「石山センター」の建替の実現とそれに向けた準備
- 2) 法人本部を中心とした事業収支バランスの見直しの着手と物価高騰対策への対応
- 3) 本法人及び各事業所で運用されている各種規程及び規定、規則などの各種適応状態の見直しの着手
- 4) 各部署における業務分掌及び業務分担の明確化と明文化
- 5) 法人全体としての権利擁護・虐待防止に向けた職員の育成、資質及び専門性の向上への取り組み
- 6) 新型コロナウイルス感染症対策の継続と国の2類相当から5類への見直しに対する本法人の適応の見直し

1. 法人本部

(1) はじめに

令和5年度の最重要計画として、障害者支援施設「石山センター」の建替（移転新築）に着手し実現を目指します。

次に、法人を取り巻く社会環境が現在のように、変化の激しい時期にあっては、現在はもちろん将来の社会環境を見渡し、その変化に適応して行かなければなりません。その社会環境の変化は、福祉を取り巻く環境ばかりでなく、経済環境の変化、事業の競争環境の変化、雇用・働き方の変化、個人のキャリアの変化、コロナ流行による劇的な変化等々、多岐に渡ります。目の前にある課題への対応ばかりでなく、将来を踏まえた対応に着手する必要があります。

次に、利用者の権利擁護また虐待防止を徹底する為に、法人が危機感を持って、具体的な方策を持って、この面における職員の育成に法人全体で取り組む必要があります。

最後に、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に努め、同時に、ウィズコロナ時代に向けたサービスに取り組んでいきます。また、国の2類相当から5類への見直しに対して、法人としての適応を図ります。

(2) 事業計画

① 障害者支援施設「石山センター」の建替の実現

令和元年に本法人として障害者支援施設「石山センター」建替のコンセンサスを得、紆余曲折を経て、まだ何点かの課題は残っていますが、令和5年度にマスター工程表に基づき建替（移転新築）に着手します。やっと、多くの家族（保護者）の期待（願い）と協力に応えることができます。

これにより、老朽化又高齢化・重度化した利用者に対して、より安全・安心で豊かな利用者の住生活（環境）、個室化・ユニット化等を実現させることができます。また、地域で生活している障がい者に対する短期入所の受け皿として個室を用意し、緊急時対応や多様なニーズに応えることが可能となります。

建設工事については透明性のある、コンプライアンスを遵守した工程で進めていきます。

新しい施設へのソフトランディングに向けて、完成の半年前には体制を構築し、職員確保等の準備に努めます。合わせて、新しい環境における災害や新型コロナウイルスクラスターに対するBCP（事業継続計画）の策定に着手します。

② 諸経費と事業収支バランスの見直し

法人として、建替にともなう将来の法人経営や運営、事業展開を考えると、事業収支バランスの見直しに迫られています。特に、コロナ禍における事業費収入の減少と関連の支出増は大きな課題であります。また、事業費に係る人件費の割合が年々高くなっており、人件費増も大きな課題となっています。人件費については、キャリアパス制度の導入と併せて、令和5年度より時間をかけ抜本的な見直しに着手して行かなければならないと考えています。

事業面については、令和5年度も引き続き居宅介護事業所フルネスを休業し、短期入所は受け入れ制限を継続します。事業収入の増益面では、新たに生活介護事業所「いしやま」の利用者確保を目指します。また、重度障害者支援加算の取得を実現します。

また、物価高騰については、諸経費の削減・節減への法人全体としての取り組みの実施が必要であります。同時に、節減に対する職員の意識改革も重要であり、具体的なルールを設ける等の見える化の取り組みを推進して行きます。また、食事代については、令和5年度当初はしばらく状況を見ながら判断して行きたいと考えています。

③ 各規程等の見直し

現在、本法人及び各事業所で運用されている各種規程及び規定、規則などが、現在の法律また現状の環境等に適応しているか、また、本法人及び各事業所経営や運営状況などの実情に即しているかを、法人運営、会計経理、人事労務などの面からの見直しに着手して行きます。

取り組みに際して、必要な事項については、専門家の知見による指導の下で取り組んで行きたいと考えています。特に、新型コロナ関係においては早期に取り組んで行く必要があると捉えています。

④ 業務分掌及び業務分担の明確化と明文化

近年、法人の組織の改編及び業務の多様化、さらには職員の入退職にともない、様々な課題が見え、生じています。

その課題の対応策の一つとして、業務をする上で責任の所在を明確し、職員一人一人に責任を持たせ、特定の部署・チーム・職員に負担が生じないことで、抜けや漏れのない業務体制を再構築し、また、組織運営を円滑にする効果を期待し、改めて、業務分掌及び業務分担を再編成、明確化し、そして明文化して行きます。

⑤ 虐待の根絶に向けた取り組み

虐待防止は、法人全体で取り組むべき重要な課題であることをしっかりと認識し、虐待防止を徹底し、虐待の根絶に向けて、覚悟を持って取り組んでいきます。利用者の権利擁護と虐待防止の取組と虐待が起こった場合の対応について、虐待防止委員会が中心となり、法人や施設事業所がすべきこと、支援レベルですべきこと、職員個人がすべきことへの具体的な取り組みを推進して行きます。

私達、障害のある方々と向き合い、支援していくことを「仕事」として選んだ者には、障害のある方々の権利を尊重し続け、擁護し続けることを、「労働観」「職業観」の基本としていくことが求められます。この面を重点的に職員の育成の推進に努めます。

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策の継続と国の2類相当から5類への見直しに対する適応

本法人の利用者の多くは重度者であり、基礎疾患があります。特に、障がい者支援施設「石山センター」及びグループホーム「るあーな」は生活の場であり、高齢化が進んでいます。このように、感染による重症化リスクが高い人が対象となっています。

施設内で感染が広がりやすい生活環境また障がい特性の人たちであり、さらに、重症化リスクの高い人たちの生命を守る為に、法人が主体となって、引き続き、基本的な新型コロナウイルス感染症対策を継続し、同時に、きめ細かな対応を考えて行かなければならないと思っています。

また、世の中がウィズコロナ時代に向けてシフトしていることや国の2類相当から5類への見直しを踏まえ、あくまでも利用者の立場から、新しい生活様式の確立やサービスの提供に向け、法人として長期的な視点で考え、そして対応の方向性を示して行きます。

また、国の2類相当から5類への見直しに対しては、特に法人として、職員に対する今までの対応結果を踏まえ、今も感染リスクとの戦いが続く現場職員の勤務の取り扱いやコロナ特休、検査の法人負担等々の法人ガイドラインを見直して行きます。

2. 障害者支援施設 「石山センター」

(1) はじめに

障害者支援施設は、利用者さんの生活や社会参加を継続する上で欠かせないものであり、コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者さんに対して必要な各種サービスや支援を継続的に提供することが重要であります。引き続き、新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者さんが安心して生活できるとともに、職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。入所施設において一番大事なことは施設内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。同時に、コロナ禍における「新しい生活スタイル」にともなうサービスや支援の確立や家族との交流の在り方に引き続き取り組んでいきます。

このような中で、今後は「ウィズコロナ」（コロナウイルスが日常の中に存在しコロナウイルスと共存していくこと）を目指し、これからは感染防止一辺倒に考えるのではなく、利用者さんの施設での生活と天秤にかけ、職員間で施設における「新しい生活様式」の可能性が利用者さんの「生活のQOL」や「サービスや支援」「社会参加」などに与える影響について、利用者さんの立場から議論を重ね、利用者さんの生活の安定と回復を進めていくことが大切であると考えます。

さらに、職員の専門性の向上をとおして、利用者さんに対する権利擁護と虐待防止を徹底していきます。また、各事業に対する利用者さん及びご家族の満足度の把握に努め、それをサービスに反映させサービスの質の向上につなげていきます。

(2) 事業

① 入所支援

障害者支援施設 施設入所支援・生活介護「石山センター」

定員 30 名／現員 30 名（R5.4.1 現在）

② 在宅支援

短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」

定員 2 名（R5.4.1 現在）

(3) 事業計画

① 新型コロナウイルス感染防止の徹底とウィズコロナにシフトした新しい生活スタイルの確立

長く続いているコロナ禍ですが、コロナの感染症分類が2類から5類へと見直しが進み、世の中全体がウィズコロナにシフトし始めています。これまで、利用者さんの生命を最優先すべく、多くの制限を受けざるを得なかった利用者さんの生活を、以前に近い形で取り戻せる機会がようやくきました。

とは言え、感染対策を緩めると、コロナは然りこれ以外の感染性のウイルスは世にたくさんありますので、利用者さんのご年齢や有疾患等を考えると、施設外においては、感染リスクの高い状況は避けつつ、感染予防をしっかりと行うこと、施設内においては、大規模な感染拡大を視野に入れた生活環境の整理（主に男性・女性の生活環境の分離による可能な範囲の小グループ化）は継続する形が望ましいと考えています。

職員は引き続き感染予防・拡大対策を継続し、施設にウイルスを持ち込まない・万が一には利用者さんに感染させないようにしなければなりません。そのためにも、出勤前の検温と、体調に不安がある時の連絡（内容に応じた勤務配慮）、マスクとアイシールドを着用し、手洗いと手指消毒の徹底を継続します。尚、職員について、施設内においては勿論のこと、施設外においても感染予防を行い、感染リスクのある外出などの自粛、必要な外出で感染リスクの高い予定がある場合は事前申告とし、法人の感染症対策委員会におけるガイドラインに則り、体調観察のための休暇付与や検査等によって安全に出勤できるための配慮を行ってきましたが、配慮を行うことによる勤務職員数の減少や、検査費用の法人負担が大きいことなどの影響がありますので、今後の課題となっています。

② コロナ禍における新しい家族との交流の在り方の継続

これまで、国または道のコロナ感染症対応基準を参考に、30名の利用者さんの生命を守るという入所型福祉施設の責務として、クラスターの発生を最小限に防ぐことを最優先に捉え、利用者さん及びご家族には帰省・外出、対面での面会を一時中断する形でご協力をいただく時期が長く続きました。また、この間はZoomを利用してオンラインでの面会を実施してきました。

前年度は、上述①にある通り、世の中がウィズコロナの考えにシフトしてきた頃と同じくして、ゴールデンウィーク帰省、お盆時期に合わせた夏期帰省、年末年始に合わせた冬期帰省を、各ご家庭における感染対策の徹底のご協力をいただきながら、外出、対面での面会を含め実施できました。

以前と同じように毎週末の帰省・外出を再開することを望んでおられるご家族が居られますので、その時のコロナの情勢を踏まえながら、感染症対策委員会において検討を重ね、決定していきます。

③ サービスや支援の高齢化への更なるシフトと介護における専門性の提供

年々利用者さんの高齢化が進んでおります中、コロナ禍において外出の機会が激減し外活動がかなり制限され、日々感染対策に追われる中、施設で提供できる健康維持・増進活動（介護予防的活動）の時間も確保することが難しい状況にありました。現場職員の確保が恒常的に難しいことや、他の支援業務との兼ね合いでこれら日中活動に配置できる人員が不足していることも理由の一つではありますが、腰痛体操やラジオ体操など不定期ですが実施する時間を設けることができました。

前年度は、腰・股関節の痛みなどの身体症状、齲歯（うし）による歯の欠損、脳疾患など、老化や個人的要因による変化が複数の方に見られました。医療系施設や病院とは性質が異なる、私たち生活施設としてできることとして、利用者さん個々の変化への気付き（早期発見）の重要さをしっかりと現場に根付かせ、緊急時の対応（休日、夜間、ヘルプ要員の確保）をスムーズに行えるよう整理したいと考えています。食事場面では誤嚥、入浴場面ではヒートショックなどに、より注意して支援します。

また、利用者さんの心身の変化について、ご家族が安心して受け入れられるよう、連絡を密にしていきます。

今年度は、より介護専門知識を取り入れた活動（嚥下機能の維持や可動域拘縮予防など）を提供できるように計画し実施します。

④ 高齢化にともなう医療機関との連携の強化

上述③にある通り、老化だけではなく個人的要因による変化が見られる方が年々増加していくものと考えています。障がい故、ご自分の健康のために行動する或いは制限することが難しいことや、健康のためのアプローチが効果的に働かないなどの難しさがあります。その結果、老化や疾病への加速が著しいものと考えられます。

そして、もし大きな問題が生じて医療機関に掛かる時、検査や入院となった時、障がいに対する受け入れや障がい特性による検査実施の困難さなど多くの課題が生じることが想定されます。

今年度も医療機関と連携できるよう働きかけを継続していきたいと考えています。

⑤ 職員の専門性の向上

福祉施設職員の専門性の一つとして、利用者さんの意思や権利にしっかりと向き合い、尊重し、様々な角度からサポートできることが重要と考えています。そのために今年度も、権利擁護と虐待防止についての内部研修、チェックリストへの取り組み（支援の振り返り）、個別面談（フォローアップ、スーパーバイズ）を実施します。そして、日々の支援の中で、お互いの支援を確認し合えることが大切であると考えています。

その他、ストレスマネジメント、感染症対策、支援実践発表などの内部研修を通じて、支援現場で技術を生かせることと同時に、職員の心身の健康を保ち、支援に対するモチベーションの向上を目指します。

また、社会福祉士や介護福祉士など資格取得に向けた自己学習により、より多角的な思考が身に付け、支援技術も向上するものと考え、こういった資格に挑戦する職員への助言、勤務配慮などによるサポートを行います。

⑥ さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みの継続

生活の場として、利用者さんがどのようなことを望んでいるのかを重視し、安心して安全に暮らせることを第一義的に考えております。そのためにもアセスメントをしっかりと行い、個別支援計画の作成においては、利用者さんとご家族がどのようなサービスを求めているのかを正確に受け止め、実現に近づけることと、サービスに対する満足度を高められるよう努めていきます。

引き続き、今年度もサービスの向上を目指していきます。

⑦ 短期入所事業の受け入れ制限の継続

前年度はコロナ禍において、本施設への新型コロナウイルス感染を防ぐため、短期入所サービスの受け入れを制限していました。短期入所事業の利用の多くが本生活介護事業所いしやまの利用者さんであり、引き続きご理解を得ています。

未だコロナ禍が続いていますので、本施設にウイルスを持ち込まないことを最優先し、新型コロナウイルス収束の見通しが立つまでは、今年度も受け入れ制限の延長は止むを得ないと考えます。

⑧ 建替の実現に向けた法人との連携

建て替えにおける補助金対象外、コロナクラスター発生による経費増大など、度重なる資金面の危機により、当初予定より遅延してしまいました。

今年度はいよいよ建て替えの実現に向け、より利用者さん個々の暮らしやすさ（対高齢化、対障がい特性、対人関係、動線、ゆとり...）への配慮と支援者

側からは利用者さんを安全に見守り、また支援しやすい環境（動線）、有事の際の環境の作りやすさ（感染症対策）、防犯管理、労働衛生などへの配慮を建築設計において取り入れていきたいと思えます。同時に、利用者さんの終の棲家として、利用者さんはもちろん、ご家族の安心も得られるような、風通しの良い、そして明るい雰囲気を目指していきたいと思えます。このように知見や現場の声が組み込まれること、ハード面・ソフト面に反映させていきたいと思えます。

3 生活介護事業所 「いしやま」

(1) はじめに

生活介護事業所「いしやま」の利用者さんの多くは、本法人の短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを組み合わせて利用しており、本法人地域支援課作成のサービス利用計画書に基づき、包括的にサービスをマネジメントし提供されています。特に、地域で生活している重度者に対しては非常に有効的な強みであり、当該事業所におけるサービスの充実とともに、今後もこれを最大限に活かしていきます。

コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要であります。引き続き、新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者が安心して活動できるとともに職員が安心して働ける環境を整えていきます。生活介護事業所において一番大事なのは、事業所内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。

同時に、コロナ禍における「新しい活動スタイル」にともなうサービスの確立に引き続き取り組んでいきます。

令和4年度は障害者支援施設「石山センター」の新型コロナウイルスクラスターにともない、活動棟の一部を感染者の隔離静養場所として利用しましたが、通所事業を止めないで継続しました。引き続きコロナ禍においても事業継続できるよう対応していきます。

また、コロナ禍において入所施設における短期入所の利用受け入れ制限及び居宅介護事業所を休業していますので、短期入所に対しては時間外利用の実施。居宅介護事業所のサービスに対しては通所やグループホームにおける代替サービスの実施に取り組んでいきます。

(2) 事業

生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」

定員 38 名／現員 43 名（前年度比+1 名）（R5.4.1 現在）

(3) 事業計画

① 感染症予防

新型コロナへの考えが変わりつつある状況ではありますが、事業所内にウイルスを持ち込まない、感染を拡大させない考えは持ち続けなければならないと考えます。その上で、陽性者が発生した際も地域生活を維持するためには事業所を継続開所することが重要となるため以下の対応をとります。

A 継続的な体調チェック

通所前検温の継続、通所中検温の継続、体調不良者の迅速な報告依頼

B 環境整備の徹底

アルコール消毒の徹底、通所後清掃の徹底、換気の励行

C 陽性者が発生した場合の迅速な濃厚接触者割出しと切離し

濃厚接触該当となった方への休み依頼と体調観察依頼、利用者さん対応時の感染対策強化

② ウィズコロナ

感染症予防を行った上で、できる活動を模索し、利用できる社会資源を活用する視点をこれまで以上に持つことが重要と考えます。それが、利用者さんの満足度を向上させることに繋がりますので、そのために重要となる視点を以下に示します。

A 感染リスクが低い場面のスタッフ間での共有

どの程度であれば、安全が担保されるのかを認識することで、できる活動を整理します。

B 社会資源利用に際し、徹底した事前調査

混雑状況等を把握することで、最大限感染リスクを減らすことのできる環境を整理し、これまで見合わせていた社会資源利用に繋げていきます。

③ 職員育成

安定した支援を行うにあたり、職員の安定的な確保と支援技術向上が重要と考えます。そのために重要となる事柄を以下に示します。

A メンタルヘルスチェック

特に新任職員に対しては定期的にフォローアップ研修を実施し、タイムリーに困りごとや悩み事を吸い上げる仕組みを確立します。

B エルダーメンターの活用

新任職員に対し、年齢や環境に近い職員を1年間エルダーメンターとして配置することで、日々のサポートと精神面のフォローを行います。また、フォローアップ研修に際し、実施者への情報提供を行い、今後のサポートに生かす仕組みを確立します。

C 専門性の向上

外部研修や内部研修において、行動障がいを含む様々な障がいに対する理解を深め、より一人一人にあった支援を提供することに繋がります。

D ケース会議の活性化

必要に応じて、ケース会議を行い、早期対応に繋げる意識と仕組みを確立します。

④ 権利擁護と虐待防止

令和4年度より虐待防止委員会が立ち上がり、当事業所においても部会を持つこととなりました。昨年度はチェックリストを用い、権利擁護の意識を高めることに繋がりましたが、今年度もチェックリストから見える当事業所の課題を抽出、共有することで、職員の権利擁護意識の向上に努めることが必要でありと考え、特に重要と思われる事柄を以下に示します。

A 研修の実施

権利擁護研修等で、虐待とは何か、どのような行動が虐待にあたるのかを知識として、確認として学ぶ機会を持ちます。

B 定期的な権利擁護チェックリストの実施

定期的に自身の行動を振り返ることで、虐待防止の意識を高めます。

C チェックリストの分析を定期的に行う。

チェックリストを分析した結果、課題となる項目があれば、随時職員間で共有し、そして対応していきます。

⑤ 個別支援計画

個別支援計画に関する面談が行えない中で、満足度を項目に加えることでモニタリングを行っていましたが、満足度の項目は維持しつつ、今年度は対面で面談を実施します。その際は、利用者さんのストレングス視点を重視し作成することが重要であると考え、以下に具体的な重点項目を示します。

A 満足度の項目の維持

サービスの質を高めるためには、ご家族に都度評価していただくことが必要と考えますので、遠慮なく記載して頂けるよう、アナウンスを繰り返し行います。

B スtrenグス視点に立った計画を作成

利用者さんの好きなこと、得意なことに焦点を当て、その部分を伸ばせるような計画を改めて意識します。

C 利用者さんの意思を尊重した形での計画作成

利用者さんご本人と相談しながら計画することで、ご本人の意思が反映された計画書を作成することに繋がります。

⑥ サービス評価

個別支援計画を含む当事業所のサービス、職員の姿勢をご家族に評価していただくことで、今後の支援の見直しに繋げていくことが、満足度を高める一つの手段であり、出てきた課題に対し真摯に向き合うことが重要と考え実施していきます。

4. グループホーム 「るあーな」

(1) はじめに

グループホームは利用者さんが地域生活を継続する上で生活の場また活動の場、社会参加の場として欠かせないものであります。健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努めます。

また、本体施設や各事業所と近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供し利用することができ、利用者及びその家族の安心につながっており、今後もこの利点を最大限に活かしていきます。

コロナ禍において十分な感染防止対策を前提として、利用者さんに対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要であります。引き続き新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者さんが安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。ホームにおいて一番大事なのはホーム内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取り組みであります。同時に、コロナ禍における「新しい生活スタイル」にともなうサービスの確立や新しい家族との交流の在り方に引き続き取り組んでいきます。

(2) 事業

共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」
定員 7 名／現員 7 名（R5.4.1 現在）

(3) 事業計画

① 感染症予防

新型コロナへの考えが変わりつつある状況ではありますが、事業所内にウイルスを持ち込まない、感染を拡大させない考えは持ち続けなければならないと考えます。その上で、陽性者が発生した際も感染を拡大させないために以下の対応をとります。

A 継続的な体調チェック

起床後検温の継続、家族内、職場内の体調不良者の迅速な報告依頼、

B 環境整備の徹底

アルコール消毒の徹底、毎日の清掃の徹底（世話人と分担）、換気の励行

C 陽性者が発生した場合の迅速な対応

陽性者の隔離とゾーニング対応を速やかに行い、感染拡大防止に努めます。

② ウィズコロナ

感染症予防を行った上で、できる活動を模索し、利用できる社会資源を活用する視点をこれまで以上に持つことが重要と考えます。それが、利用者さんの満足度を向上させることに繋がると考え、そのために持つべき視点を以下に示します。

A 感染リスクが低い場면을スタッフ間で共有する

どの程度であれば、安全が担保されるのかを認識することで、できる活動を整理します。

B 社会資源利用に際し、徹底した事前調査を行います。

混雑状況等を把握することで、最大限感染リスクを減らすことのできる環境を整理し、これまで見合わせていた社会資源利用に繋がります。

③ 高齢化対策

60歳を越える利用者1名と50歳代が増加する中、年齢を考えた支援が必要となります。そのために持つべき視点を以下に示します

A 身体機能を維持するための活動プログラムの作成

特に土日祝に行える活動を検討します。

B 認知機能を維持するための活動プログラムの作成

特に土日祝に行える活動を検討します。

C 家族の高齢化に合わせた通院サポート

家族も高齢となり、タイムリーな通院が実施できなくなることも予測されるため、事業所内で通院の仕組みを構築する準備を行います。

④ 健康対策

高齢化と併せて、生活習慣病に留意するべき時期にきており、以下の視点で支援を構築する必要があると考えます。

A 食事

これまでも、塩分控えめな食事提供を心掛けていますが、量も含め、体重や血液検査の結果に敏感になり、対応します。また、食材の硬さなど、年齢や口腔状況に応じた食事提供が必要になると思われ、栄養士のアドバイスをもらいながらメニューを組み立てることも視野に入れます。

B 運動

土日祝において、積極的に運動の機会を設けることを視野に入れます。精神面のリフレッシュだけでなく、身体機能の維持にもつながるため可能な限り実施します。

C 通院のタイムリーな実施

歯科を含め、定期的な通院をすることで、病気の早期発見、早期対応に繋げることが重要なため、体調観察を密に行い、タイムリーに通院できる環境を整えます。

⑤ 余暇支援

ご家族の高齢化が顕著になる中、帰省の回数が減少すると、グループホームで過ごす時間も多くなり、特に土日祝の余暇支援が、生活の質、満足度を高めるためには重要となります。その際に必要となる項目を以下に示します。

A 支援スタッフ体制の有効活用

現在、土日祝に関しては、宿直スタッフ 1 名と日勤スタッフ 1 名を配置しています。外出を含めた余暇支援を計画的に行い、充実した生活を送っていただけるよう対応します。

B 利用者さんの希望にタイムリーに対応します。

希望が上がった事項に関してはすぐに計画、対応します。

C ストレングス視点を重視した観察

改めて、利用者さんの好きなこと、得意なことに視点を当て、日々観察を行い、余暇の取り組みに生かしていきます。

⑥ 権利擁護と虐待防止

令和 4 年度より虐待防止委員会が立ち上がり、当事業所においても部会を持つこととなりました。昨年度はチェックリストを用い、権利擁護の意識を高めることに繋がりましたが、今年度もチェックリストから見える当事業所の課題を抽出、共有することで、職員の権利擁護意識の向上に努めることが必要であると考え、以下に特に重要と思われる視点を示します。

A 研修の実施

権利擁護研修等で、虐待とは何か、どのような行動が虐待にあたるのかを知識として、確認として学ぶ機会を持ちます。

B 定期的な権利擁護チェックリストの実施

定期的に自身の行動を振り返ることで、虐待防止の意識を高めます。

C チェックリストの分析を定期的に行う。

チェックリストを分析した結果、課題となる項目があれば、随時職員間で共有し、そして対応していきます。

⑦ 個別支援計画

個別支援計画に関する面談が行えない中で、満足度を項目に加えることでモニタリングを行っていましたが、満足度の項目は維持しつつ、今年度は対面で面談を実施します。その際は、利用者さんのストレンクス視点を重視し作成することが重要であると考え、以下に具体的な重点項目を示します。

A 満足度の項目の維持

サービスの質を高めるためには、ご家族に都度評価していただくことが必要と考えますので、遠慮なく記載して頂けるよう、アナウンスを繰り返し行います。

B スtrenクス視点到立った計画を作成

利用者さんの好きなこと、得意なことに焦点を当て、その部分を伸ばせるような計画を改めて意識します。

C 利用者さんの意思を尊重した形での計画作成

利用者さんご本人と相談しながら計画することで、ご本人の意思が反映された計画書を作成することに繋がります。

⑧ サービス評価

個別支援計画を含む当事業所のサービス、職員の姿勢をご家族に評価していただくことで、今後の支援の見直しに繋がっていくことが、満足度を高める一つの手段であり、出てきた課題に対し真摯に向き合うことが重要と考え実施していきます。

5. 居宅介護事業所 「フルネス」

(1) はじめに

現在、障害福祉サービスの行動援護と地域生活支援事業の移動支援を主に提供しています。利用者さんの多くは本法人の利用者（生活介護事業所「いしやま」・グループホーム「るあーな」）であります。

今後の新型コロナウイルスの動向が読めない状況下において、フルネスの事業継続の可否の判断が求められ、令和3年度実施のアンケート結果、地域生活を維持し社会参加の上でも利用者およびその家族にとって貴重なサービスであり、高い期待があることが改めて認識されました。

しかし、高いニーズは認められるものの、コロナ禍においてコロナ発生当初のサービスの需要を見ても利用を控える方が多く、総合的に見て事業として安定した運営は困難であると判断し、令和4年度は休業を余儀なくされました。

令和5年度も休業を継続しますが、世の中がウィズコロナ（コロナウイルスが日常の中に存在しコロナウイルスと共存していくこと）にシフトしていることを踏まえて、来るべき事業・サービスの再開に向けて準備していきたいと考えています。

(2) 事業

居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」

利用者 32名（前年比±0名）（R5.4.1現在）

障害福祉サービス 行動援護 利用者 22名（前年度比±0名）

地域生活支援事業 移動支援 利用者 10名（前年度比±0名）

(3) 事業計画

① 年度当初の休止の継続

新型コロナウイルス感染症に関して、第5類への移行が予定されている中ではありますが、今後の更なる変異株の発生にともなう感染状況拡大の可能性を否定できず、提供サービス（行動援護・移動支援）が社会・地域における活動と言う特徴を考えると、利用される方ならびにサービスを提供する方の安全を保障することは難しいと判断しています。

同時に、サービスの提供また利用ニーズも市中感染状況に左右され、年間を通し安定的なサービスの維持と稼働は困難であり、専任スタッフの人件費コストなどにとまなう事業における採算性を考えても現状での再開は難しいと判断していますので、令和 5 年度においても年度当初は休業を継続していきます。

② 事業継続を前提とした再開に向けた新しいサービス様式の準備

令和 5 年度は再開の目途が付かない中、来る再開に向け、ウィズコロナにシフトし、しっかりと感染対策とサービス内容や形態を整理し、新しいサービス様式を準備していきます。

③ 休業中における代替サービスの提供への他部署との連携

コロナ禍が長期化する中、利用者さんのストレスやその家族の介護疲れなどがますます顕著となって現れてきています。

令和 5 年度は引き続き、個々のニーズや課題の把握に努め、生活介護事業所「いしやま」及びグループホーム「るあーな」と連携し、代替サービスの提供を実施していきます。